

証券コード 4775
平成29年6月1日

株 主 各 位

福岡市中央区天神二丁目14番8号
総合メディカル株式会社
代表取締役 坂本 賢治
社長執行役員

「第39期定時株主総会招集ご通知」に関する インターネット開示情報のご案内

(法令及び定款に基づくみなし提供事項)

法令及び当社定款第15条の規定に基づき「第39期定時株主総会招集ご通知」のうち、当社ウェブサイト (<http://www.sogo-medical.co.jp/ir/>) に掲載することにより、当該提供書面から記載を省略した事項は次のとおりとなりますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 事業報告の「5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「6. 株式会社の支配に関する基本方針」 2頁～14頁
2. 連結計算書類の「連結注記表」 15頁～22頁
3. 計算書類の「個別注記表」 23頁～27頁

以 上

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりです。

① 法令等遵守体制

総合メディカルグループ（以下、「グループ」という。）の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア グループの取締役等及び使用人に対し、職務の執行において企業の社会的責任及び企業倫理を果たすためのコンプライアンス・ポリシー「総合メディカルグループ行動規準」を周知・徹底させるとともに、これを実践する。
- イ グループの取締役等及び使用人に法令・定款等の遵守を徹底・推進するため、コンプライアンス担当取締役（法務部門管掌役員）及び内部統制委員会を置き、コンプライアンス担当部門（「業務分掌規程」による。）がこれを管掌する。各子会社においては、コンプライアンス推進責任者を配置する。
- ウ グループの使用人から相談・通報できる窓口を設置し、相談・通報に迅速に対応する。
- エ グループの取締役等及び使用人に対し、コンプライアンスの知識を高めるため、役員研修・社員研修を充実させ、コンプライアンスを尊重する意識の向上に努める。
- オ 当社監査部門は、内部監査規程・グループ会社管理・支援規程に基づき、子会社に対する内部監査を、会社規模や業態等に応じて実施する。

② 情報保存管理体制

当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア 当社取締役は、法令及び社内規程に基づき、取締役会の議事録を作成・保存するとともに、重要な職務の執行及び決裁に係る情報について記録し、適切に管理する。
- イ 当社取締役の意思決定及び当社取締役に対する報告に関しては、「文書管理規程」を定め、これに基づき保存・管理する。

ウ 情報の管理については、「情報管理規程」、「情報システム管理規程」に基づいて適切に行う。

③ 損失危険管理体制

グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア グループのリスク管理を統括する機能をコンプライアンス担当部門に設置し、担当取締役を置く。
- イ グループのリスク管理についての基本方針及び推進体制を確立するため、「リスク管理規程」等を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。
- ウ グループのリスク管理の整備・運用上の有効性の評価はコンプライアンス担当部門が行い、問題点等が見られた場合は、各々部署に対し是正勧告を行う等、実効性のあるモニタリングを実施する。
- エ グループ全体において危機発生時の際の対応要領を明確にするため、「危機管理基本規程」等を定め、緊急時に的確に対応できる体制を整える。

④ 効率性確保体制

グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア グループの業務執行の合理化と責任の所在を明らかにするため、コーポレート・ガバナンスの理念に基づく「取締役会規程」、「職務分掌及び責任権限規程」、「組織規程」等を定め、子会社においては、規模・業態等に応じて、これに準拠した体制を整える。
- イ グループの中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、毎年度の事業計画及び取締役毎の業績目標を詳細化し、かつその評価を明らかにする。
- ウ 取締役会は、原則として毎月1回開催し、会社の重要事項について意思決定を行う。
- エ 業務執行取締役及び常務執行役員で構成される常務会は、原則として毎月2回開催し、取締役会へ付議すべき事項、取締役会の決定事項以外の重要事項について決定する。

オ 執行役員制度を導入し、取締役会が選任した執行役員が担当業務の執行責任を負い、取締役会が業務執行の進捗状況・職務の執行が法令及び定款に適合しているか等について監督する。

⑤ 企業集団内部統制

当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア グループに共通する企業憲章・倫理規定等を定め周知徹底を図るとともに、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。

イ 子会社の管理を主管する部門（「グループ会社管理・支援規程」による。）を設置し、子会社についての「グループ会社管理・支援規程」を定め、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。

子会社からの報告については、営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的な報告を義務づけるとともに、定例的に開催される子会社取締役会等において重要な事象が発生した場合の報告を義務づける。

ウ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫き、取引関係その他一切の関係を持たないこととし、外部専門機関とも連携して、社内での周知・注意喚起を図る。

⑥ 監査役監査の実効性確保体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「監査役スタッフ」という。）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

（ア）監査役の職務遂行を補助する使用人として、監査役スタッフを置く。

（イ）監査役スタッフは、原則1名以上とし、必要に応じて監査役会は取締役又は取締役会に対して増員要請をすることができる。

イ 監査役スタッフの当社取締役からの独立性及び監査役スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項

（ア）監査役スタッフの独立性を確保するため、任命、異動、処罰その他人事権に係る事項の決定には監査役と事前に協議する。

- (イ)監査役スタッフの人事考課については、監査役が行うものとする。
- (ウ)監査役スタッフは、他部署の使用人を兼務しないことを基本とする。
- ウ 当社取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (ア)代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告しなければならない。
 - (イ)当社取締役及び使用人は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対し報告しなければならない。
 - a 当社の会社の信用を大きく低下させた事項、又はそのおそれのある事項
 - b 当社の会社の業績に大きく悪影響を与えた事項、又はその恐れがある事項
 - c 総合メディカルグループ行動規準への違反で重大な事項、又はその恐れのある事項
 - d その他上記 a ～ c に準じる事項
- エ 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
 - (ア)グループの取締役等及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - (イ)グループの取締役等及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役に対して報告を行う。
 - (ウ)当社監査部門、法務部門等は、定期的にグループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
 - (エ)グループの使用人から相談・通報できる窓口の担当部署は、グループの取締役等及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。
 - (オ)当社監査役へ報告を行ったグループの取締役等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- オ 当社監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續等に係る方針に関する事項
 - (ア)当社監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續きそ

の他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行われる体制とする。

(イ)当社監査役が職務を遂行するために必要と判断した場合は、弁護士・公認会計士・税理士等の外部専門家との連携を図ることができる環境を整備する。

カ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア)監査役は、原則として毎月1回監査役会を開催し、監査役相互の情報を共有する。

(イ)社内組織において監査役室を設置し、監査役スタッフの所属を監査役室とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システムの運用状況の概要は次のとおりです。

内部統制システムの適切な構築・運用のために、2か月に1回、内部統制委員会(委員長は代表取締役社長、委員は各部門を所管する取締役)を開催し、内部統制システム運用上見出された問題点等の是正・改善状況の報告を行っております。

具体的には、グループの事業推進に係るリスクを見直し、各リスクについて所管する部門ごとの対策立案・実施という一連のリスクマネジメント推進に取り組み、損失危険管理体制の強化を図っております。

また、サイバー攻撃・情報セキュリティ事故の予防と緊急時対応を目的としたIT事故対応チーム(シーサート)を立ち上げたほか、「情報セキュリティ方針」を制定し、情報保存管理体制の強化を図っております。

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況については、監査部がモニタリングし、改善を進めています。監査部は「内部監査規程」、「グループ会社管理・支援規程」に基づき、内部監査部門として執行部門からの独立性を確保して法令・社内規程等の遵守状況等について、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、内部監査結果については代表取締役社長・監査役に報告するなど、早期の問題事案把握に努めています。

コンプライアンスについては、職場研修・新入社員研修・マネジメント研修等の研修において、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は上場会社であるため、当社の株式は、株主・投資家の皆様によって自由に取引ができるものです。したがって、当社は、当社の株式に対する大規模な買付行為につきましても、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、個々の株主の皆様の自由なご意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として一方的に大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあります。このような一方的な大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件・方法等について検討し、また、当社取締役会が代替案の提示等を行うための十分な時間を確保することができないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められない等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益(併せて以下「株主共同の利益」といいます。)を著しく損なう買付行為もあり得るものです。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、株主共同の利益を中長期的に確保しまたは向上させることを真摯にめざす者でなければならないと考えております。したがって、上記のような大規模な買付行為等の株主共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、株主共同の利益を向上させるための取組みとして、下記ア. の中期経営計画による企業価値向上への取組み、及び下記イ. のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、株主共同の利益を向上させ、

それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような株主共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記(1)の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」といいます。)に資するものであると考えております。

ア. 中期経営計画による企業価値向上への取組み

当社は、「よい医療を支え、よりよい社会づくりに貢献する」ことを理念として、病医院の経営コンサルティング、薬局、レンタル、リース・割賦等の事業を展開してまいりました。当社は、「よい医療は、よい経営から」とのコンセプトのもとで、医療機関のよきパートナーとしてよい医療の実現を支援しております。

当社は、行動規準である「わたしたちの誓い」と「社是・社訓」とを役員・社員一人ひとりが実践していくことで、よりよい社会づくりに貢献し、社会から評価され、尊敬される企業になることをめざしております。

以上のような経営の理念及び基本方針のもとで、当社は、平成29年4月から3年間にわたる中期経営計画「アクション2020」をスタートいたしました。

なお、中期経営計画の内容につきましては、招集ご通知45頁に記載の「対処すべき課題」をご参照ください。

イ. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する企業環境に対応した迅速な経営意思決定と、経営の健全性向上を図ることによって企業価値を継続して高めていくことを経営上の最重要課題のひとつとして位置づけております。その実現のために、株主の皆様をはじめ、お客様、取引先、地域社会、従業員等の各利害関係者との良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等、法律上の機能制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

また、株主・投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、幅広い情報公開により、経営の透明性を高めてまいります。

ウ. 会社の機関の内容及び内部統制システム整備の状況

当社の取締役会は、当社の規模等に鑑み機動性も重視して、11名で構成されており、うち3名が社外取締役であります(平成29年3月末現在)。

当社は、監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。監査役会は、常勤監査役2名、非常勤監査役2名の計4名で構成されており、うち3名を社外監査役とし(平成29年3月末現在)、公正性、透明性を確保しております。

取締役会は、原則として毎月1回開催し、会社の重要事項について意思決定を行っております。

業務執行取締役及び常務執行役員で構成される常務会は、原則として毎月2回開催し、取締役会へ付議すべき事項、取締役会の決定事項以外の重要事項を決定しております。業務執行取締役、常務執行役員等で構成される個別案件会議は、原則として毎月2回開催し、常務会の決定事項以外の重要事項の決定、常務会に付議される重要事項についての協議を行っております。また、業務執行取締役、常務執行役員等で構成される経営会議にて経営に関する諸問題の討議や情報交換等を行っております。

監査役会の構成員である各監査役は、取締役会へ出席し、さらに常勤監査役については、常務会、個別案件会議及び経営会議にも出席して意見を述べています。

当社は、執行役員制度を導入し、取締役会が選任した執行役員が業務執行を行い、取締役会がこれを監督しております。

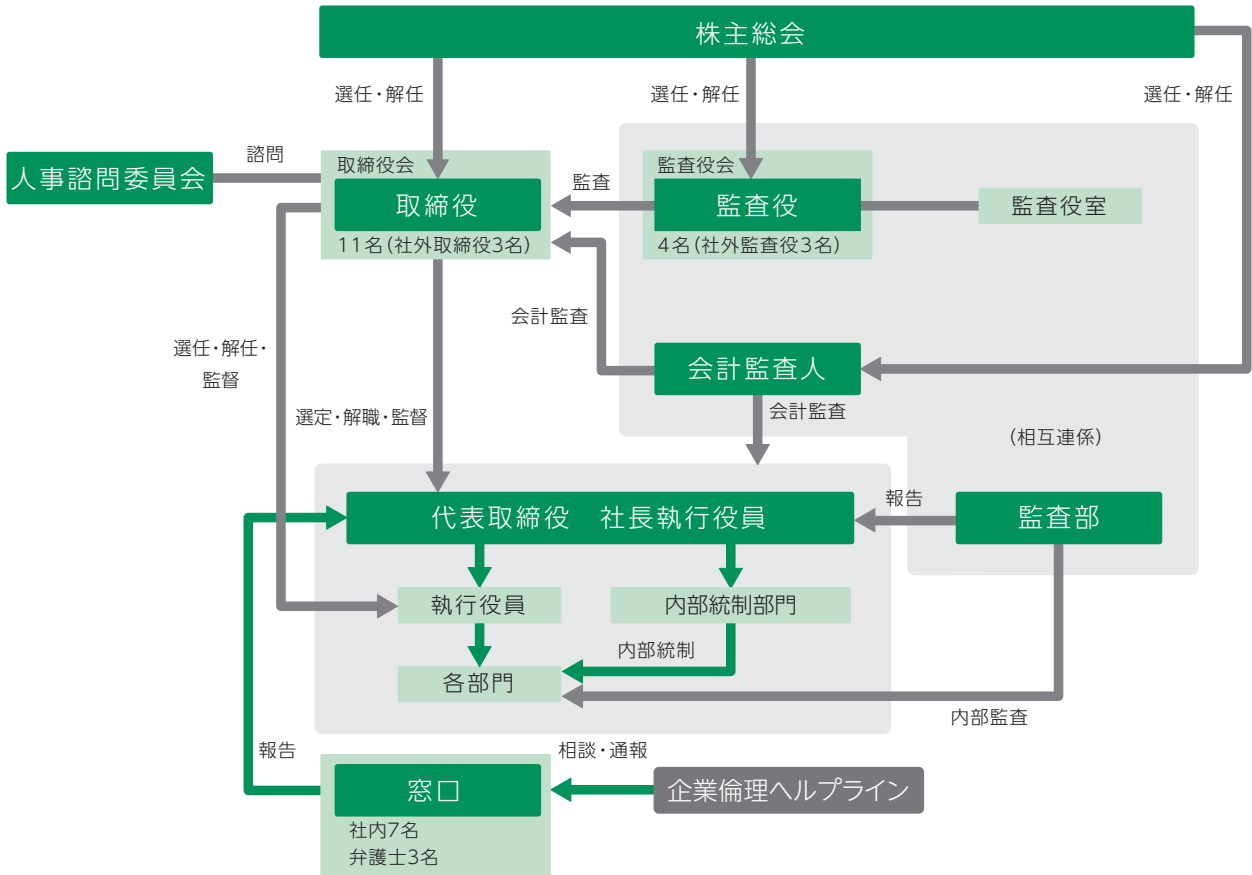
当社は、定期・通期採用の社員研修、階層別研修及びコンプライアンス推進責任者のもとでの職場内研修等において、「企業倫理とコンプライアンス経営」を教育し、コンプライアンスの向上に努めております。

子会社の業務の適正性を確保するための体制として、子会社の管理を主管する部門（「グループ会社管理・支援規程」による。）を設置し、子会社についての「グループ会社管理・支援規程」を定め、子会社の状況に応じて必要な管理を行っております。子会社からの報告については、営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的な報告を義務づけるとともに、定例的に開催される子会社取締役会等において重要な事象が発生した場合の報告を義務づけております。

また、当社は、「反社会的勢力及び反社会的勢力と関係のある取引先とは、いかなる関係も持たないこと」を基本方針としております。反社会的勢力排除に向け、関係行政機関、弁護士等の外部専門機関とも連携をとりつつ、グループ

一体となり対応する体制を構築していきます。

ご参考 コーポレート・ガバナンス体制図（平成29年3月31日現在）



(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成23年5月26日開催の当社取締役会において、当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「原対応方針」といいます。）を改定し、導入することを決定して同日付で公表し、また当社定款第18条の定めに基づき、同年6月17日開催の当社第33期定時株主総会において、原対応方針の導入に関する議案につき、承認可決されました。そして、当社は、原対応方針の有効期間の満了に伴い、平成26年5月22日開催の当社取締役会において、原対応方針を改定し、当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を導入することを決定し、本対応方針は、当社定款第18条の定めに基づき、同年6月20日開催の当社第36期定時株主総会において承認可決されました。

（本対応方針の概要）

本対応方針においては、当社が発行者である株券等について、①保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け、もしくは②公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為またはこれらに類似する行為(ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまたは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役に対して、本対応方針に定められた手続(以下「大規模買付ルール」といいます。)に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を日本語で記載した大規模買付意向表明書を提出していただきます。

上記大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、当社代表取締役に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)を日本語で提供していただきます。

当社は、大規模買付情報の提供が完了した後、当社取締役会から独立した財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の外部の専門家等(以下「外部専門家等」といいます。)の助言を得た上で、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、最長60日間または最長90日間の期間を、当社取締役会による評価、検

討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。大規模買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様を開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまは行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を株主共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動することができるものといたします。

これに対して、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまは行おうとする場合には、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。ただし、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、株主共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合には、当社取締役会は、株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動することがあります。

なお、対抗措置を発動するか否か、及び発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとします。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて原則として当社の費用負担により外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

また、当社取締役会は、①特別委員会が当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するための株主総会(以下「株主意思確認株主総

会」といいます。)を招集することを勧告した場合、または、②大規模買付行為の内容、時間的余裕等の諸般の事情を考慮の上、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らして適切であると当社取締役会が判断した場合には、対抗措置の発動に先立ち、(上記②の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて)株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができますものとしします。

当社取締役会は、株主意思確認株主総会が開催された場合には、対抗措置の発動について当該株主意思確認株主総会の決議に従うものとしします。また、大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主意思確認株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとしします。

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行います。当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社取締役会が別途定める一定の日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。これにより、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

本対応方針の有効期間は、平成29年6月に開催予定の当社第39期定時株主総会の終結時までといたします。なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとしします。なお、本対応方針の継続については、当社取締役会において定期的に審議するものとしします。

(4) 上記(2)の取組みについての当社取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、株主共同の利益を向上させるための取組みとして、上記(2)の取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、株主共同の利益を向上させ、それ

を当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような株主共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為を行うことは困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記(1)の基本方針に資するものと考えております。

したがって、上記(2)の取組みは、上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 上記(3)の取組みについての当社取締役会の判断

上記(3)の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大規模買付者、及び株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いまたは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記(3)の取組みは、株主共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めめるために導入されるものです。さらに、上記(3)の取組みにおいては、株主意の重視、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記(3)の取組みの合理性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがって、上記(3)の取組みは、上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

<ご参考>

当社は、平成29年5月23日開催の当社取締役会において、同年6月22日開催の当社第39期定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として、本対応方針を改定し、当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)を導入することを決議いたしました。

その詳細につきましては、招集ご通知15頁から38頁をご参照ください。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

① 連結子会社の数 28社（子会社はすべて連結しております。）

② 連結子会社の名称

（主要な連結子会社）

株式会社ソム・テック

総合メディカル・ファーマシー中部株式会社

株式会社あおば調剤薬局

前田産業株式会社

株式会社タイコー堂薬局本店

株式会社ビューティドラッグサイトウ

株式会社祥漢堂

株式会社サンヴィラ

株式会社保健同人社

株式会社御代の台薬局

株式会社本木薬局

当連結会計年度から株式会社御代の台薬局、株式会社本木薬局、有限会社アイ調剤薬局、有限会社要町薬局、株式会社ツカサ調剤薬局、株式会社光裕、株式会社三平、有限会社フラワー調剤、有限会社グリーン薬局及び有限会社コヤマ（以上10社につき平成28年12月26日付で全株式を取得）、有限会社光安調剤薬局（平成29年2月14日付で全株式を取得）を連結の範囲に含めております。

当連結会計年度から有限会社ドラドック（平成28年8月1日付で当社に吸収合併）を連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

（決算日） （連結子会社）

4月末日 有限会社グリーン薬局

5月末日 有限会社中野薬局 他1社

6月末日 有限会社ファーマシステムズ 他3社

7月末日 株式会社ジィ・エム 他2社

8月末日 株式会社御代の台薬局 他1社

9月末日 株式会社ビューティドラッグサイトウ 他2社

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日前1か月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）であります。

時価のないもの

移動平均法による原価法であります。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）であります。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 賃貸資産

レンタル期間に基づく定額法であります。

② 有形固定資産、無形固定資産（賃貸資産、借手のリース資産、平成24年4月1日以降に新規出店した薬局店舗に係る有形固定資産を除く。）

有形固定資産については定率法、無形固定資産については定額法であります。

③ リース資産（借手）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法であります。

なお、リース資産につきましては、有形固定資産及び無形固定資産に属する各項目に含まれております。

④ 平成24年4月1日以降に新規出店した薬局店舗に係る有形固定資産

定額法であります。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、個別案件ごとに判断し、定額法により20年以内の合理的な年数で償却しております。

② 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、当期の負担すべき期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

5. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		21,701百万円
2. 保証債務		
金融機関からの借入に対する保証債務		
医療法人風のすずらん会他	8名	2,735百万円

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、内部管理上、キャッシュ・フローを生み出す最小単位を基礎として資産のグルーピングを行っており、薬局部門においては薬局店舗ごとに、賃貸用資産については施設ごとにグルーピングしております。

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

事業区分	場所	用途	種類	金額 (百万円)
東日本	薬局店舗3店 (南関東2店、 東海1店) 賃貸用資産1件 (南関東1件)	薬局店舗 賃貸用資産	建物及び構築物等	31
西日本	薬局店舗1店 (四国1件)	薬局店舗	建物及び構築物等	9
九州	薬局店舗1店 (北部九州1店)	薬局店舗	建物及び構築物	7
合計				48

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、今後も黒字化の見通しが立たなくなった薬局店舗、移転が予定されている薬局店舗、除却が予定されている賃貸用資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失48百万円として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物33百万円、その他15百万円であります。なお、薬局店舗に係る資産の回収可能価額は、資産の重要性を勘案し主として路線価、固定資産税評価額等をもとにした正味売却価額により測定しております。また、除却を予定している賃貸用資産の回収可能価額は、処分価額をもとにした正味売却価額により測定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	15,340,156株	一株	一株	15,340,156株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年4月21日 取締役会	普通 株式	336	22.5	平成28年3月31日	平成28年6月23日
平成28年10月25日 取締役会	普通 株式	374	25.0	平成28年9月30日	平成28年11月24日
計	—	710	—	—	—

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株 当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年4月25日 取締役会	普通 株式	374	利益 剰余金	25.0	平成29年3月31日	平成29年6月23日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な長期資金を主に銀行借入及び割賦で調達しております。一時的な余剰資金は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、社内規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。また、借入金（期間は原則として5年）及び割賦未払金（期間は原則として6年）は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

資金調達に係る流動性リスクの管理に関しては、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（注2.参照）。

科 目	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
資産			
(1) 現金及び預金	10,830	10,830	—
(2) 受取手形及び売掛金	21,395	21,395	—
(3) 投資有価証券	1,225	1,225	—
負債			
(1) 支払手形及び買掛金	20,258	20,258	—
(2) 短期借入金	415	415	—
(3) 未払法人税等	1,762	1,762	—
(4) 長期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む。）	19,779	19,875	96
(5) 長期割賦未払金（一年内支払予定の長期割賦未払金を含む。）	3,219	3,215	3

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価については、取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む。）、(5) 長期割賦未払金（一年内支払予定の長期割賦未払金を含む。）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式等	102

非上場株式等については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 2,178円46銭

1 株当たり当期純利益 252円52銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

企業結合に関する注記

取得による企業結合

当社は、平成28年12月26日付でみよの台薬局グループの株式を取得し、連結子会社化いたしました。

1 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

名称	事業の内容
株式会社御代の台薬局	保険調剤薬局・医薬品販売
株式会社本木薬局	保険調剤薬局・医薬品販売
有限会社アイ調剤薬局	保険調剤薬局・医薬品販売
有限会社要町薬局	保険調剤薬局・医薬品販売
株式会社ツカサ調剤薬局	保険調剤薬局・医薬品販売
株式会社光裕	保険調剤薬局・医薬品販売
株式会社三平	保険調剤薬局・医薬品販売
有限会社フラワー調剤	保険調剤薬局・医薬品販売
有限会社グリーン薬局	保険調剤薬局
有限会社コヤマ	保険調剤薬局・医薬品販売

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは在宅医療の取り組みに定評のあるみよの台薬局グループを迎え、同グループが長年培った在宅医療の技術とノウハウを当社薬局グループでの在宅医療の充実に活用することによって、地域包括ケアシステムの構築に寄与するとともに、医療人として真に社会に貢献できる薬剤師を育成することにより、当社グループの企業価値を高めることを目的としています。

(3) 企業結合日

平成28年12月26日

(4) 企業結合の法的形式

株式の取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

全被取得企業 100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とした株式取得によりみよの台薬局グループの議決権の100%を取得し、完全子会社化したことによるものであります。

2 連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれている被取得企業の業績の期間

平成29年1月1日から平成29年3月31日まで

3 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	8,000百万円
取得原価		8,000百万円

4 主要な取得関連費用の内容及び金額

主要な取得関連費用は、アドバイザーズに関する費用267百万円であります。

5 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

4,584百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

(3) 償却の方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

6 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	5,486百万円
固定資産	1,375百万円
資産合計	6,861百万円
流動負債	3,223百万円
固定負債	221百万円
負債合計	3,445百万円

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法であります。

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日前1か月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）であります。

時価のないもの

移動平均法による原価法であります。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）であります。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 賃貸資産

レンタル期間に基づく定額法であります。

(2) 有形固定資産、無形固定資産（賃貸資産、借手のリース資産、平成24年4月1日以降に新規出店した薬局店舗に係る有形固定資産を除く。）

有形固定資産については定率法、無形固定資産については定額法であります。

(3) リース資産（借手）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法であります。

なお、リース資産につきましては、有形固定資産及び無形固定資産に属する各項目に含まれております。

(4) 平成24年4月1日以降に新規出店した薬局店舗に係る有形固定資産

定額法であります。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(2) 割賦販売取引の割賦売上高及び割賦原価の計上基準

割賦販売取引は商品の引き渡し時に、その契約高の全額を割賦債権に計上し、支払期日到来の都度、割賦売上高及びそれに対応する割賦原価を計上しております。なお、支払期日未到来の割賦債権に対応する未経過利益は割賦未実現利益として、繰延処理しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、当期の負担すべき期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

6. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

7. 表示方法の変更

貸借対照表の明瞭性を高める観点から、前事業年度において独立掲記しておりました「車両運搬具」、「器具及び備品」、「建設仮勘定」は、金額的に重要性が乏しいため、当事業年度において、それぞれ「その他」に含めて一括掲記しております。また、同様の理由から、前事業年度において独立掲記しておりました「建物」、「構築物」は、当事業年度において、「建物及び構築物」に含めて一括掲記しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	17,333百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く。）	
関係会社に対する短期金銭債権	384百万円
関係会社に対する長期金銭債権	107百万円
関係会社に対する短期金銭債務	635百万円
関係会社に対する長期金銭債務	1百万円
3. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債務の総額	80百万円
4. 保証債務	
金融機関からの借入に対する保証債務	
医療法人風のすずらん会他	8名 2,735百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 82百万円

仕入高 4,365百万円

その他の営業費用 268百万円

営業取引以外の取引高

資産購入高 646百万円

受取配当金 375百万円

営業外収益その他 57百万円

支払利息 10百万円

2. 減損損失

当社は、内部管理上、キャッシュ・フローを生み出す最小単位を基礎として資産のグルーピングを行っており、薬局部門においては薬局店舗ごとに、賃貸用資産については施設ごとにグルーピングしております。

当期において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

事業区分	場所	用途	種類	金額 (百万円)
東日本	薬局店舗2店 (南関東2店) 賃貸用資産1件 (南関東1件)	薬局店舗 賃貸用資産	建物及び構築物等	30
西日本	薬局店舗1店 (四国1件)	薬局店舗	建物及び構築物等	9
九州	薬局店舗1店 (北部九州1店)	薬局店舗	建物及び構築物	7
合計				47

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、今後も黒字化の見通しが立たなくなった薬局店舗、移転が予定されている薬局店舗、除却が予定されている賃貸用資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失47百万円として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物32百万円、その他14百万円であります。なお、薬局店舗に係る資産の回収可能価額は、資産の重要性を勘案し主として路線価、固定資産税評価額等をもとにした正味売却価額により測定しております。また、除却を予定している賃貸用資産の回収可能価額は、処分価額をもとにした正味売却価額により測定しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	372,775株	一株	一株	372,775株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳（単位：百万円）

繰延税金資産

(1) 流動資産

賞与引当金	358
売上原価見積計上額	66
未払事業税	78
減損損失	2
その他	99
計	606

(2) 固定資産

減価償却費	178
会員権評価損	23
投資有価証券評価損	38
関係会社株式評価損	435
貸倒引当金	116
売上原価見積計上額	199
減損損失	21
その他	55

小計 1,070

評価性引当額 615

計 455

繰延税金資産計 1,061

繰延税金負債

固定負債

その他有価証券評価差額金 144

繰延税金負債計 144

繰延税金資産の純額 917

関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注3)	科目	期末残高 (百万円) (注3)
子会社	(株)ソム・テック	所有 直接100%	薬局店舗の 設計・施工 役員の兼任	薬局店舗の設計・施工委託 (注1)	646	未払金	93
子会社	(株)エス・エム・イー	所有 直接100%	医薬品の仕入 役員の兼任	医薬品の仕入 (注2)	4,365	買掛金	433

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、第三者間取引価格に基づいております。
2. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,982円34銭
1株当たり当期純利益	231円93銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。